

地方独立行政法人広島県立病院機構の設立に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十七号

地方独立行政法人広島県立病院機構の設立に伴う関係条例の整備に関する条例

例

(広島県情報公開条例の一部改正)

第一条 広島県情報公開条例(平成十三年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(定義) 第二条 この条例において「実施機関」とは、 知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、 選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、 内水面漁場管理委員会及び公営企業の管理者、 県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)並びに広島県土地開発公社、広島県道路公社、広島県住宅供給公社及び広島高速度道路公社(以下「地方公社」と総称する。)をいう。</p> | <p>(定義) 第二条 この条例において「実施機関」とは、 知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、 選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、 内水面漁場管理委員会、公営企業の管理者及び病院事業の管理者、県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)並びに広島県土地開発公社、広島県道路公社、広島県住宅供給公社及び広島高速度道路公社(以下「地方公社」と総称する。)をいう。</p> |

(行政不服審査法施行条例の一部改正)

第二条 行政不服審査法施行条例(平成二十八年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(手数料に係る委任) 第五条 第二条から前条までに定めるもののほ</p> | <p>(手数料に係る委任) 第五条 第二条から前条までに定めるもののほ</p> |

| | |
|---|---|
| <p>か、手数料に関し必要な事項は、知事又は公営企業の管理者が定める。</p> | <p>か、手数料に関し必要な事項は、知事又は公営企業の管理者若しくは病院事業の管理者が定める。</p> |
|---|---|

(広島県個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正)
 第三条 広島県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年広島県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(定義) 第二条 (略) 2 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業の管理者並びに県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)をいう。</p> | <p>(定義) 第二条 (略) 2 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業の管理者及び病院事業の管理者並びに県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)をいう。</p> |

(広島県職員定数条例の一部改正)

第四条 広島県職員定数条例(昭和二十四年広島県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(定義) 第一条 この条例で「職員」とは、知事、議会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、教育委員会、労働委員会及び海区漁業調整委員会の事務部に常時勤務する地方公務員(副知事、会計管理者及び教育長を除く。)をいう。</p> | <p>(定義) 第一条 この条例で「職員」とは、知事、議会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、教育委員会、労働委員会及び海区漁業調整委員会の事務部に常時勤務する地方公務員(副知事、会計管理者及び教育長並びに広島県病院事業に常時勤務する職員を除く。)をいう。</p> |

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第五条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|
|-----|-----|

| | |
|--|--|
| 附則 | 附則 |
| <p>1―4 (略)</p> <p>5 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第十五条第一項に規定する職員(地方公務員法第二十二條の二第一項各号に掲げる職員を除く。)の給与の種類及び基準に關しては、この条例を準用する。ただし、給料表に關しては、次の各号に定める基準による。</p> <p>1―3 (略)</p> <p>6―17 (略)</p> | <p>1―4 (略)</p> <p>5 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第十五条第一項に規定する職員(広島県病院事業の設置等に關する条例(昭和四十一年広島県条例第五十四号)第一条に規定する病院事業に従事する企業職員(地方公務員法第二十二條の二第一項各号に掲げる職員を除く。)及び同法第二十二條の二第一項各号に掲げる職員を除く。)の給与の種類及び基準に關しては、この条例を準用する。ただし、給料表に關しては、次の各号に定める基準による。</p> <p>1―3 (略)</p> <p>6―17 (略)</p> |

(特別職の退職手当に關する条例の一部改正)

第六条 特別職の退職手当に關する条例(昭和三十四年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|---|--|
| 改正後 | 改正前 |
| <p>(この条例の趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、知事、副知事、教育長、公営企業の管理者、常勤の人事委員会の委員及び常勤の監査委員(以下「特別職」という。)の退職手当に關して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(退職手当の支給及び額)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 教育長 千分の二百四十六</p> <p>四 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> | <p>(この条例の趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、知事、副知事、教育長、公営企業の管理者、病院事業の管理者、常勤の人事委員会の委員及び常勤の監査委員(以下「特別職」という。)の退職手当に關して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(退職手当の支給及び額)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 教育長及び病院事業の管理者 千分の二百四十六</p> <p>四 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> |

(広島県企業職員等定数条例の一部改正)

第七条 広島県企業職員等定数条例(昭和四十三年広島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|-----|-----|
| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|

(この条例の趣旨)
 第一条 この条例は、広島県土地造成事業及び広島県流域下水道事業に常時勤務する職員(以下「職員」という。)の定数に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員の定数)
 第二条 (略)
 一・二 (略)

(職員定数の配分)
 第四条 第二条各号に掲げる職員の定数の当該事業内の配分は、同条第一号に掲げる事業にあつては土地造成事業の管理者の権限を行う知事が、同条第二号に掲げる事業にあつては公営企業の管理者が定める。

(この条例の趣旨)
 第一条 この条例は、広島県土地造成事業、広島県流域下水道事業及び広島県病院事業に常時勤務する職員(以下「職員」という。)の定数に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員の定数)
 第二条 (略)
 一・二 (略)
 三 広島県病院事業の職員 一、二八〇人

(職員定数の配分)
 第四条 第二条各号に掲げる職員の定数の当該事業内の配分は、同条第一号に掲げる事業にあつては土地造成事業の管理者の権限を行う知事が、同条第二号に掲げる事業にあつては公営企業の管理者が、同条第三号に掲げる事業にあつては病院事業の管理者が定める。

(特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第八条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和五十年広島県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---|--|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| <p>(支給対象) 第二条 (略) 2 (略) 3 知事、副知事、教育長、公営企業の管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員(以下「知事等」という。)には、給料、手当及び旅費を支給する。 4 (略)</p> <p>附則 1―3 (略)</p> | | <p>(支給対象) 第二条 (略) 2 (略) 3 知事、副知事、教育長、公営企業の管理者、病院事業の管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員(以下「知事等」という。)には、給料、手当及び旅費を支給する。 4 (略)</p> <p>附則 1―3 (略) 4 医師である病院事業の管理者であつて知事が特に認めるものの地域手当は、第三条第二項の規定にかかわらず、当分の間、給与条例第十一条の三に規定する医療職給料表(一)の適用を受ける職員の例により支給する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>別表第三(第三条、第八条関係) (一) (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> | | 区分 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | 教育長 | (略) | (略) | (略) | <p>別表第三(第三条、第八条関係) (一) (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> | | 区分 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | 教育長 | (略) | (略) | (略) |
| 区分 | (略) | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育長 | (略) | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | (略) | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育長 | (略) | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|------------|-----|-----------------|
| (二) (略) | (略) | 病院事業の管理者 (略) |
| | (略) | |
| | (略) | |
| | (略) | |
| | (略) | |

(職員)の定年等に関する条例の一部改正)
 第九条 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年広島県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(管理監督職務上限年齢制の対象となる管理監督職) 第六条 (略) 一 (略)</p> | <p>(管理監督職務上限年齢制の対象となる管理監督職) 第六条 (略) 一 (略) 二 広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成二十年広島県条例第三十八号)第二条に規定する管理職手当を支給する職として病院事業の管理者が定める職(県立病院に勤務する医師及び歯科医師が占める職を除く。)</p> |
| <p>二 前号に掲げる職に準ずる職として、人事委員会規則で定める職</p> | <p>三 前二号に掲げる職に準ずる職として、人事委員会規則で定める職</p> |

(短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第十条 短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(平成三十一年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>附則 1 (略) (企業職員である短時間勤務会計年度任用職員の給与の種類及び基準) 2 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第十五条第一項に規定する職員である短時間勤務会計年度任用職員の給与の種類及び基準に関しては、この条例の報酬及び期末手当に関する規定を準用する。</p> | <p>附則 1 (略) (企業職員である短時間勤務会計年度任用職員の給与の種類及び基準) 2 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第十五条第一項に規定する職員(広島県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年広島県条例第五十四号)第一条に規定する病院事業に従事する企業職員を除く。) (である短時間勤務会計年度任用職員の給与の種類及び基準に関しては、この条例の報酬及び期末手当に関する規定を準用する。</p> |
| <p>3・4 (略)</p> | <p>3・4 (略)</p> |

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)
 第十一条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和元年広島県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>附則 (特別職の職員等の給与の額等に関する経過措置) 第五条 改正後特別職条例第三条の規定にかかわらず、知事等(特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例第二条第三項に規定する知事等をいい、公営企業の管理者であつて知事が特に認めるものを除く。)の地域手当については、当分の間、第二条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(以下「令和二年改正前給与条例」という。)第十一条の二の規定の例により支給する。</p> | <p>附則 (特別職の職員等の給与の額等に関する経過措置) 第五条 改正後特別職条例第三条の規定にかかわらず、知事等(特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例第二条第三項に規定する知事等をいい、公営企業の管理者及び医師である病院事業の管理者であつて知事が特に認めるものを除く。)の地域手当については、当分の間、第二条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(以下「令和二年改正前給与条例」という。)第十一条の二の規定の例により支給する。</p> |

(議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用等に関する条例の一部改正)
 第十二条 議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用等に関する条例(昭和三十九年広島県条例第二百二号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(重要な公の施設) 第二条 (略) 一七 (略) (特に重要な公の施設) 第三条 (略) 一三 (略)</p> | <p>(重要な公の施設) 第二条 (略) 一 県立病院 二八 (略) (特に重要な公の施設) 第三条 (略) 一 県立病院 二四 (略)</p> |

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)
 第十三条 住民基本台帳法施行条例(平成十四年広島県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|
| | |

別表第一(第二条関係)

一―十九 (略)

別表第一(第二条関係)

一―十九 (略)

二十 県立病院使用料及び手数料条例(昭和二十四年広島県条例第三十一号)による使用料若しくは手数料又は広島県分担金等に関する延滞金徴収条例第二条第一項の規定によるそれらの延滞金の徴収に関する県立病院を使用する者又はその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

二十一―四十二 (略)

二十一―四十三 (略)

(県立病院使用料及び手数料条例等の廃止)

第十四条 次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 県立病院使用料及び手数料条例(昭和二十四年広島県条例第三十一号)
- 二 広島県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年広島県条例第五十四号)
- 三 広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成二十年広島県条例第三十八号)

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(広島県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際第一条の規定による改正前の広島県情報公開条例(以下この項において「旧情報公開条例」という。)の規定により病院事業の管理者がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)

(前)前に旧情報公開条例の規定により病院事業の管理者に対してされた請求その他の行為で、施行日以後においては県が設立した地方独立行政法人が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同条の規定による改正後の広島県情報公開条例の相当の規定により県が設立した地方独立行政法人がした処分その他の行為又は県が設立した地方独立行政法人に対してされた請求その他の行為とみなす。

(広島県個人情報保護の保護に関する法律施行条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際個人情報保護の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)又は第三条の規定による改正前の広島県個人情報保護の保護に関する法律施行条例(以下この項において「旧個人情報保護法施行条例」という。)の規定により病院事業の管理者がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に同法又は旧個人情報保護法施行条例の規定により病院事業の管理者に対してされた請求その他の行為で、施行日以後においては県が設立した地方独立行政法人が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同法又は同条の規定による改正後の広島県個人情報保護に関する法律施行条例の相当の規定により県が設立した地方独立行政法人がした処分その他の行為又は県が設立した地方独立行政法人に対してされた請求その他の行為とみなす。

(県立病院使用料及び手数料条例の廃止に伴う経過措置)

4 施行日前の期間に係る第十四条第一号の規定による廃止前の県立病院使用料及び手数料条例(以下「旧使用料及び手数料条例」という。)の規定により徴収すべき使用料及び手数料については、なお従前の例による。この場合において、旧使用料及び手数料条例に規定する使用料又は手数料であつて、県が設立した地方独立行政法人に承継されるものに関する旧使用料及び手数料条例第一条ただし書に規定する減免は、県が設立した地方独立行政法人の理事長(以下「理事長」という。)が行い、旧使用料及び手数料条例第三条ただし書に規定する使用料又は手数料の後納又は分納は、理事長がこれを行わしめるものとする。

(広島県病院事業の設置等に関する条例の廃止に伴う経過措置)

5 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二の八第八項の規定により、施行日前の事実に基づく第十四条第二号の規定による廃止前の広島県病院事業の設置等に関する条例第一条に規定する病院事業の業務に従事する職員の施行日以後における賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が百万円以上である場合とする。